

国見町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

国見町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	5
3. 計画の期間	7
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	8
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	11

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第8条の規定に基づき、国が定める「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して、国見町立学校に勤務する教育職員の業務量を適切に管理するとともに、心身の健康及び福祉の確保を計画的に推進することを目的として策定するものである。

国見町では、令和8年度を見据え、新たな教育ビジョンの策定を進めており、「小さな町が、子どもとともに未来をつくる」を基本理念に掲げ、教育を学校の中だけで完結するものではなく、家庭・地域・社会とつながりながら、町全体で子どもを育てていく営みとして捉え直している。

こうした教育を実現していくためには、子ども一人ひとりの学びや育ちに丁寧に向き合うことができる教育環境の整備が不可欠であり、その前提として、教育職員が日々の教育活動に専念できる時間的・精神的な余裕を確保する必要がある。

一方で、人口減少や子どもを取り巻く環境の変化、学びの多様化が進む中、教育現場には、授業改善や個別支援、ICTの活用、地域との連携など、より高度で複合的な役割が求められている。こうした取組を持続可能なものとしていくためには、教育職員一人ひとりの献身や努力に依存するのではなく、業務の整理や役割分担の明確化、組織的な支援体制の構築を通じて、教育の質と働く環境の両立を図っていくことが重要である。

国見町がめざす教育は、短期的な成果のみを追うものではなく、子どもたちの成長が次の世代へとつながり、学びの成果が町全体に循環していく姿である。その基盤となるのが、教育職員が安心して働き、専門性を発揮し続けられる環境であり、本計画は、教育ビジョンの理念を現場で着実に実現していくための重要な実行計画として位置づけるものである。

(2) 国見町の現状

国見町では、教育ビジョンにおいて、「小さな町が、子どもとともに未来をつくる」という理念のもと、教育を学校の中だけで完結させるのではなく、家庭・地域・社会とつながりながら、町全体で子どもを育てていく姿を目指している。

一方で、その理念を現場で具体的な取組として進めていく過程において、教育職員が担う業務は多様化・高度化しており、十分な時間的・精神的余裕を確保できているとは言い難い状況も見られる。

国見町は、小学校1校・中学校1校の小規模体制であり、教育職員一人ひとりが複数の役割を担う構造となっている。授業や生徒指導に加え、部活動対応、保護者・地域対応、事務的業務等が重なり、特定の時期や分野に業務負担が集中しやすい状況にある。このように、国見町がめざす教育の理念と、教育現場における業務の実態との間には、調整すべき課題が存在している。

本計画は、このギャップを放置することなく、理念を現場で着実に実現していくための基盤として、業務量管理と健康確保の取組を体系的に整理し、推進するものである。

なお、令和6年度における時間外在校等時間の状況は、次のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 30.53 時間	4.35 %	0.00 %
中学校	月 47.08 時間	68.75 %	6.25 %

時間外在校等時間の状況を踏まえると、本町における教育職員の業務量管理及び健康確保に関しては、主に次の課題が挙げられる。

① 中学校における業務負担の集中

部活動対応や生徒指導対応等が重なることにより、中学校では特定の時期や担当に業務が集中しやすい状況が見られる。特に、小規模体制の中で複数の役割を担う

構造が、教育職員一人ひとりの負担増につながっている。

② 業務整理・見直しの仕組みの不足

教育活動の充実に伴い業務は年々増加している一方で、業務の必要性を定期的に点検・見直す仕組みが十分とはいえない。結果として、従来からの業務が見直されないまま積み重なり、教育職員の負担増につながっている。

③ 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

学校以外が担うべき業務や、教師以外が積極的に参画すべき業務を教師が担っており、本来教師が行うべき業務に注力できない状況がみられる。

2. 目標

本計画では、教育職員の業務量の適正な管理と健康及び福祉の確保を着実に進めるため、次のとおり数値目標を設定する。

これらの目標は、単に時間外在校等時間や数値の削減を目的とするものではなく、教育職員が子ども一人ひとりと丁寧に向き合い、教育の質を高めていくために必要な時間的・精神的なゆとりを確保することを主眼として設定するものである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

国の指針で定める上限時間の遵守を基本とし、次の目標の達成を目指す。

- ① 全ての教育職員について、1箇月の時間外在校等時間が45時間以内かつ1年間の時間外在校等時間が360時間以内となる割合を100%とする。

年度	現状値(R6)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	35.90%	70%	80%	90%	100%

- ② 月80時間を超える時間外在校等時間が生じない体制を恒常的に維持する。

年度	現状値(R6)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	94.07%	100%	100%	100%	100%

(2) ワーク・ライフ・バランス及び働きがいに関する目標

教育職員が心身の健康を保ち、専門性を発揮しながら働き続けられる環境を整えるため、次の目標を設定する。

- ① 教育職員の年次有給休暇の平均取得日数を、年間15日以上とする。

年度	現状値(R6)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	12.65日	15日以上	15日以上	15日以上	15日以上

② ストレスチェックの実施率を 100%とする。

年度	現状値(R6)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
目標値	60.42%	70 %	80%	90%	100%

③ 教育職員アンケートにおいて、「仕事にやりがいを感じている」と回答する割合を、80%以上かつ前年度比で向上させる。

年度	現状値(R6)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
目標値	未測定	80%	85%	95%	100%

④ 質の高い授業をするために、「授業の準備や自己研さんのための時間を確保できている」と回答する教育職員の割合を 80%以上かつ前年度比で向上させる。

年度	現状値(R6)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
目標値	未測定	80%	85%	95%	100%

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とする。

なお、毎年度、各目標の達成状況及び取組の進捗を検証し、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

また、年度ごとに「国見町立学校の教職員働き方改革アクションプラン」を更新し、地域や保護者への「見える化」を図る。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

前章で整理した課題を踏まえ、本計画期間中、次の取組を重点的に進めることにより、教育職員の業務量の適正化と健康確保を図る。

【「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し】

ア) 学校以外が担うべき業務

① 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

小学校内に「地域学校協働活動連携室」を開設し、地域学校協働活動における関係者間の連絡調整や事務的業務を担うことで教育職員の負担軽減を図るとともに、保護者や地域ボランティアの参画を促進する。

② 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案の対応

学校のみで対応が困難な事案については、教育委員会が窓口となり、スクールロイヤー等と連携しながら、学校が単独で抱え込まない体制を構築する。

また、平時から教育委員会と学校が情報を共有し、必要に応じてスクールロイヤー等の法律専門家や関係機関と相談できる仕組みを整備することで、事案が深刻化する前段階から組織的な対応を可能とする。

③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

学校徴収金については、教育職員が個別に徴収・管理を行う体制を見直し、教育委員会が主体となって、事務負担の軽減及び透明性の確保を図る。

④ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

登下校時の見守りについては、地域ボランティアや保護者等と連携し、教育職員が恒常的に担う体制とならないよう、役割分担の明確化を図る。

イ) 教師以外が積極的に参画すべき業務

① ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

ICT 機器やネットワーク設備の日常的な保守・管理については、ICT 支援員が中心となり、教育委員会と連携し、事務職員等を中心に実施する。また、保護者に対する学校外からの配布物等については、デジタル化を図るとともに、教育委員会からの配布を基本とする。

② 校内清掃

校内清掃については、児童生徒への清掃指導の教育的意義を踏まえつつ、教育職員が恒常的に清掃業務を担う体制とならないよう、回数や範囲の合理化を進めるとともに、地域住民等の協力に加え、外部委託や清掃ロボット等の機器の活用を検討し、教育職員の負担軽減を図る。

③ 部活動

部活動については、地域展開・地域連携を基本とし、教育職員の負担軽減を図る。休日の活動を中心に、地域人材や部活動指導員の活用を進めるとともに、活動時間や運営方法の適正化を図る。

ウ) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

① 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

支援を要する児童生徒や家庭への対応については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフと連携し、組織的に対応する体制を整える。あわせて、教育委員会が中心となり、医療・福祉等の関係機関との情報共有や役割分担を進める。さらには、特別支援教育支援員等の配置により、「チーム学校」の構築を図る。

エ) 上記以外に町独自で負担軽減を促進する業務

国見町がめざす教育の実現と、教育職員の持続可能な働き方を両立させるため、国の指針に基づく取組に加え、次の町独自の取組を通じて、業務負担の軽減と教育の質の向上を一体的に進める。

① 時差出勤の導入（学校全体で児童生徒を見守る体制の構築）

業務準備や会議、部活動対応等により在校時間が長時間化しやすい教育職員について、学校運営や児童生徒の教育活動に支障のない範囲で、始業時刻又は終業時刻を柔軟に設定する時差出勤を導入する。

あわせて、時差出勤の導入を学校や学年段階で児童生徒を組織的に見守る体制へと転換していく契機として位置づける。

② 教育課程の見直し（標準時数を上限とした授業時数の設定）

学習指導要領に定める標準授業時数を上限として教育課程を編成し、過度な授業時数の積み上げを行わないことを基本とする。これにより、教育職員の業務量の適正化を図るとともに、授業準備や振り返り、教材研究等に必要な時間の確保につなげる。

③ 授業の質的改善（子どもを主語にした授業づくりの推進）

子ども一人ひとりの学びの深まりを重視した授業づくり積極的に推進する。この授業改善が業務負担増につなげないよう、校内での共通理解や取組の方向性を整理し、教育職員が本来の専門性を発揮できる環境づくりを進める。

④ 各学校の取組への伴走支援

各学校における業務の見直しや授業改善の取組が、特定の教育職員の負担に偏らないよう、教育委員会が中心となって伴走型の支援を行う。必要に応じて外部専門人材等の知見も活用し、学校が自律的に改善を進められる体制づくりを支援する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画の実効性を確保するため、教育委員会は、教育委員会の責任において町立学校における教育職員の在校等時間の状況及び本計画に基づく取組の進捗状況を把握し、毎年度、検証を行うものとする。

この検証に当たっては、出退勤管理の記録、年次有給休暇の取得状況、ストレスチェックの結果、教育職員アンケート等、教育委員会が既に把握又は集約している情報を活用することを基本とし、本計画に基づく点検のために、学校に新たな資料作成や報告を求めない。

検証の結果、課題が認められる場合には、教育委員会において状況の整理及び対応方針の検討を行い、必要に応じて、教育委員会から学校に対して助言や支援を行う。この場合においても、学校に対する過度な負担が生じないように配慮する検証結果については、教育委員会において取りまとめ、定例教育委員会や総合教育会議等の既存の会議の場を活用して報告するものとし、本計画の点検・改善が、学校の業務負担の増加につながらない形で継続的に行われるよう努める。

なお、社会情勢や学校を取り巻く環境の変化等により必要が生じた場合には、教育委員会の判断により、本計画の内容を見直すものとする。